

○研究あれこれ

被差別部落改姓一件

吉 田 栄 治 郎

昭和 24 年 (1949) 1 月、山添村の被差別部落 (以下部落とする) で改姓運動が起こった。同年 6 月に奈良家庭裁判所に提出した「改姓御願」には、数戸を除いてほとんどが同一姓であるため郵便物の誤配や諸連絡の不備が起こり、児童生徒の苗字が同じため学校生活に不便が生じるという理由があげられていた。

明治 11 年 (1878) 3 月、全戸同一姓の部落の改姓願取扱いに関する伺いが三重県から内務省に出されているが、内務省は「一村同姓ニテハ往々錯雑ヲ生シ不都合モ可有之ニ付特別ノ詔ヲ以改姓聞届不苦候」(『近代部落史資料集成』第三巻) と指示している。同姓ばかりでは混乱が起こるという理由で改姓を認めたものだが、これが先例になるなら、生活の不便を理由にしたこの改姓申し立ては当然認めらるはずだし、現に即座に許可された。

しかし、この部落の場合それほど単純な経緯をたどらなかった。真の改姓目的は実はそうした問題ではなく、「生徒ハ少数部落ナリト自ラ卑下スル傾アリテ一般生徒ニ対シ兎角遠慮勝トナリ、自然卑屈ニ流ル、虞」の払拭であり、「一般村民ト一層融和シテ其ノ交際ヲ蓋円滑ナラシムル」ことにあったためである。4 月 18 日に戸別に作成した「改姓御願」には、共通する理由として郵便物・集配物の誤配が上げられているが、同時に「一般社会より川向をかわむけ等の誤称シ」「部落少場同姓多き従来の関係上侮辱的因襲性あり」「かわむかい、かわむく等々の誤称性多く不快を感じ」など、差別が改姓申立の理由として書きあげられていた。

弁護人を引き受けた山添村在住の進藤兵橘弁護士は、この「改姓御願」を次の理由で不可とし、修正を求めた。

川向云々ノ為差別サル、(特ニ学校ニ於テ)
トノ理由ニテハ不可
何故ナレバ、ソレデ理由アリトシテ裁判所ガ
改姓ヲ許可スレバ、裁判所ガ差別シテ居ルコ
トヲ認メルコトニナリ、且裁判所モ差別スル
ト謂フ結果ニナルカラ不可ト云フコトデス

差別を受けるため改姓したいと申し立て、それを裁判所が認めれば差別の存在を裁判所が認定したことになり、かつ裁判所も結果として差別を認めたことになるということだが、理屈としては確かにそのとおりであろう。

国による部落への施策が中断していたこの時期、国家機関である裁判所が部落差別の存在を公的に認めはしないだろう、とりわけ教育上の差別を認めることはないだろう、したがってそれを理由にあげれば改姓は認められないだろうという進藤弁護士の判断は、是非はともかく当を得たものだったといえよう。

進藤弁護士の判断により 4 月 18 日の「改姓御願」は差し替えられることになり、6 月になって別の「改姓御願」が作成され、裁判所に提出された。そこでの改姓理由は郵便物の誤配と学校での呼称間違いの二点に集約され、わずかに生徒が自らを卑下して卑屈になることを恐れてという理由を付加する程度に止めたものになった。こうした妥協のためか、改姓手続は順調に進み、波多野村長・村会議長・小中学校長の上申書を添えて提出された 6 月「改姓御願」は受理され、4 ケ月の審理ののち 12 月 3 日になって改姓が許可された。

妥協の是非を今問うことにそれほど意味があるとは思わないが、今後、改めてこの問題が取り上げられた時どのような評がなされるのか、興味深いものがある。

(史料センター所長)